

制服・学校指定用品について

○考え方及び検討

令和8年度の中学校統合により朝ヶ丘中学校と須崎中学校（当面の間存続）の2校体制となる。新たな制服・学校指定用品（以降「制服等」という。）は、最終1校に統合する時期に検討するため、令和8年度以降に中学校に入学する生徒は、就学する学校の制服等を使用する運用とする。

令和6・7年度に上分中学校、南中学校、浦ノ内中学校に入学する生徒は在籍中に制服等が異なる朝ヶ丘中学校に移るため、入学時に使用する制服等の運用を決める必要がある。

○決定事項

令和6・7年度に上分中学校、南中学校、浦ノ内中学校に入学する生徒は、基本的には統合を見越して朝ヶ丘中学校の制服等を使用する運用とするが、入学する学校の制服等の使用も認める運用とする。

※運用に含まれる学校指定用品例：「体操服」「ジャージ」「うわばき」「体育館シューズ」など

※副教材などで統一が必要なものは統合までに調整。